

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

総括研究報告書

子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究

研究代表者 植田 誠治

聖心女子大学 教授

研究要旨：本研究では、公衆浴場で子どもや親や一般の入浴者すべてが安心して入浴できる、子どもの適正な混浴年齢に関するデータを多面的に収集することを目的とした。地方自治体が定める条例内容の調査、入浴者の混浴に関する意識調査、公衆浴場を営業する者へのトラブル事例の調査、園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査をそれぞれ実施した。この調査の結果、成人の考える子どもの混浴禁止とすべき年齢は「6歳から」がピークで次いで「7歳から」であり、子どもがはずかしいと思いはじめた年齢も6歳と7歳が相対的に高く、公衆浴場事業者が考える混浴を禁止とすべき年齢は7歳の割合が最も高いことが明らかとなった。また、幼稚園教諭からは、4～5歳の時期に性の意識の芽生えがあるという意見も得た。これらのことを総合的に踏まえると、混浴禁止は6歳以上（ただし6歳でも小学校入学前は可）とすることが妥当であると考えられる。本研究の成果であるデータは、適正な混浴年齢の検討に応用されることが期待できる。適正な混浴年齢が検討された結果、厚生労働省が「公衆衛生浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発1,811号厚生省生活衛生局長通知）を改定し、地方自治体に周知することになれば、地方自治体においても条例を改正することが促されるという効果も期待される。これらのことで、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる。

研究協力者

小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）

佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

成11年法律第52号)において、子どもの裸に関する規制は強化されてきている。また、近年増加している外国人観光客が公衆浴場を利用する際、低年齢児であろうと異性が浴場にいることに対する拒否感が強いと言われている。公衆浴場における混浴については、「公衆浴場法」（昭和23年法律第139号）第3条において、風紀に必要な措置を条例で定めることとされている。これを受けて、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「地方自治体」という。）

A. 調査目的

公衆浴場は、日本の伝統文化であり、古来より子どもも含め混浴が楽しまれている。他方で、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平

が混浴の年齢の基準を条例で定めているが、条例で規定される年齢は、7歳（京都府）～12歳（北海道・岩手県・山形県・栃木県・岐阜県・香川県）と、地方自治体間で差がある状況であり、さらに、家族風呂や介助を要する者の入浴に対して例外規定の有無についても同様である。厚生労働省による「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発1,811号厚生省生活衛生局長通知）（以下、「衛生等管理要領」という。）においては、「おおむね10歳以上を混浴させないこと」とされている。公衆浴場法が制定された昭和23年当時とは、子どもの身体的・精神的な発育状況やそれを取り巻く大人の性的な感情等は変化していることが予想されるが、本規定が長年見直されていないことから、混浴を嫌がる子どもが入浴させられてしまうことや、他の入浴者からクレームが寄せられるなどの問題が生じている状況である。東京オリンピック・パラリンピックの開催などの影響によって、訪日外国人観光客数が増加し、適正な混浴年齢を検討する必要性が高まっている。海外の温泉では、水着を着用して入浴することが一般的であり、日本のように全裸で男女が別々に分かれることがないため、混浴に関する問題は日本独自のことと言える。また、先行研究については、温泉の文化的な側面に関しては散見されるが、子どもの発育発達と混浴について検討したものはみられない。以上の問題意識から、本研究では、公衆浴場で子どもや親や一般の入浴者すべてが安心して入浴できる、子どもの適正な混浴年齢に関するデータを多面的に収集することを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、地方自治体が定める条例内容の調査、入浴者の混浴に関する意識調査、公衆浴

場を営業する者へのトラブル事例の調査、園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査をそれぞれ実施した。

条例に関する調査

厚生労働省の協力を得て、公衆浴場法に基づく規制を策定している154の地方自治体について、2019年7月1日現在の条例の内容を調査した。条例で定められた混浴禁止の年齢、施行年、改定年のデータを入手し、集計した。

成人を対象とした調査

委託した調査会社にモニター登録をしている者で、条件に合う者とした。調査は2019年12月に行われ、Webアンケートに質問項目を記した。調査内容は公衆浴場の利用経験の有無、性別（男性・女性）、子どもの有無、子どもに混浴をさせた経験の有無、子どもにさせた混浴についての内容、最後に子どもに混浴をさせた年齢、子どもの混浴の遭遇の有無、子どもの混浴の許容範囲の8項目を調査し、公衆浴場における混浴に対する意識についてたずねた。調査時には、文章を提示して同意があったものに関して調査を実施した。

子どもを対象とした調査

調査を委託した（株）日本能率協会総合研究所に登録しているリサーチパネルのうち、7歳から12歳までの子どもがいる者、同意事項に同意できる者とした。日本を北海道東北、関東、北陸甲信越、東海、関西、中国、四国、九州の8つの地域に分け、2015年国勢調査の人口構成比に応じた比率を算出して回収目標値を設定した。また、居住地域による比率を優先し、子どもの性別と年齢は比率が均等に近くなるようにした。

公衆浴場事業所を対象とした調査

厚生労働省生活衛生課と全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会との協働によって選定し、郵送法による調査を行った。調査内容は、当該年齢に対する事業者の意識と当該年齢に起因したトラブル事例とした。厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県の公衆浴場業生活衛生同業組合に対して調査を依頼した。対象となった組合の会員数の30%程度にあたる610枚の質問紙を発送し、246件の回答を得た。

園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査

令和2年2～3月に、保育園、幼稚園いずれにも勤務経験のある担任教員2名、幼稚園のみに勤務経験のある担任教員2名、小学校担任教員3名、小学校養護教諭2名、幼稚園勤務経験のある養護教諭3名の計12名を対象に半構造化インタビューを行った（一部、電話によるインタビューを含む）。インタビューは一人につき、30分程度実施された。インタビュー内容は対象者の許可を得たうえでICレコーダーに記録した。調査の場所は、対象者の希望に合わせ、分担研究者の大学研究室あるいは対象者の勤務校とした。

調査における倫理的配慮

新潟医療福祉大学倫理委員会、東京学芸大学倫理委員会の許諾を得て実施した。それぞれの調査の際には、回答者及びその保護者、学校関係者が対象となった場合には各学校の管理職に説明の上で同意を得た。

C. 研究結果

本研究では、地方自治体が定める条例内容の

調査、入浴者の混浴に関する意識調査、公衆浴場を営業する者へのトラブル事例の調査、園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査をそれぞれ実施した。

条例に関する調査

公衆浴場法において、風紀に必要な措置を条例で定めることとされている。公衆浴場法の制定から50年以上が経過しており、地方自治体が同法に基づく条例を制定しているが、その規制内容は地方自治体間で差がある状況である。子どもの混浴の年齢は、長期間にわたって包括的に研究されていない。しかし、近年、規制の見直しが社会的に求められている。そこで、本研究は、日本で初めて、日本の公衆浴場における混浴規制に関する地方自治体の実態を明らかにすることを目的とした。2019年7月1日現在、公衆浴場法に基づき条例を制定している154の地方自治体条例の内容を調査し、条例・施行年・改正年に定められた混浴禁止年齢のデータを取得した。地方自治体の条例で規定されている混浴の禁止は、60.3% (n = 93) が10歳、9.7% (n = 15) が12歳、9.0% (n = 14) が8歳であり、1.3% (n = 2) が7歳を上限としていた。制定年が最も古いのは1948年で、最新は2018年であった。19の都道府県で改正されており、年齢の引き下げが10件、年齢の引き上げが1件あり、年齢制限が廃止された事例もみられた。保健所設置市、特別区では、条例が制定されたのは最近であるため、改正されたのは1件だけで、年齢は変わっていなかった。

成人を対象とした調査

本研究では、公衆浴場における子どもとの混浴についての意識を明らかにすることを目的とした。調査は2019年12月にWebアンケートによって行われた。3,631名の回答を分析の対象

とした。「子どもに混浴させた経験がある」は、56.4%(男性48.0%、女性52.0%)、「子どもの混浴の遭遇がある」は68.0%であった。「混浴させた内容」では「男児を女湯に」が63.3%、「女児を男湯に」が49.4%であった。「子どもに最後に混浴させた年齢」では、「3歳」が22.1%で最も割合が高く、「5歳」が19.4%、「4歳」が15.7%、「6歳」が15.0%、「2歳」が11.4%続いた。「子どもの混浴禁止について」では、「年齢制限の必要なし」が14.9%、「混浴の全面禁止」が4.8%、「年齢によって禁止」の80.3%であった。年齢による内訳では「6歳」が15.7%、「7歳」が18.5%で高い割合であった。

子どもを対象とした調査

公衆浴場における混浴について、当事者である子どもの経験や認識の実態を明らかにすることを目的とし、水着なしで異性浴場に入浴した経験と認識について、保護者の同意の下で全国の7歳から12歳まで男女1,500名に調査を実施した。水着なしでの異性混浴体験は、ある44.6%(男子55.0%、女子33.3%)ない40.8%(男子28.6%、女子53.9%)、おぼえていない14.6%(男子16.3%、女子12.8%)であった。水着なしで異性浴場に入った最終年齢は5歳の20.0%がピークで、6歳が14.1%、7歳が13.0%と続き、覚えていないが23.3%であった。水着なしでの異性混浴をはずかしいと思いだめた年齢では、6歳の27.0%、7歳の21.2%で20%を超えており、5歳の16.1%、8歳の13.4%がこれに続いた。最後に水着なしで異性浴場に入浴した年齢、水着なしでの異性入浴をはずかしいと思いだめた年齢とも過半数が5歳から8歳に集中していたことが当事者への調査によって明らかとなった。

公衆浴場事業所を対象とした調査

公衆浴場事業所における子どもの混浴についての年齢制限、トラブル事例、事業者の意識を明らかにすることを目的として、厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県に対して調査を依頼し、246件の回答を得た(回収率40.3%)。子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%、苦情ありが14.8%であった。子どもの混浴を禁止とする年齢をたずねたところ、条例で多かった10歳が23%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%の割合が高くなっていた。

園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査

園児や児童の性に関する意識や実態を明らかにするために幼稚園、小学校に勤務経験のある教員に半構造化インタビューを行った。対象者は、幼稚園、保育園及び小学校の担任教員7名、幼稚園及び小学校の養護教諭5名の計12名であった。その結果、幼稚園、保育園ではどの学年でも男女別着替えは実施しておらず、担任は分ける必要性を感じていなかった。しかし、幼稚園の養護教諭では4~5歳の時期に性の意識の芽生えがあることから、5歳から男女で着替えを分けることや性教育を行う必要性を感じていた。また、小学校では体育時の着替えは4年生から男女別に行っているものの、時間や場所の制約から実現していない例もみられた。しかし、水泳時の着替えが2~3年生から男女別であることから、担任は体育時の着替えも同様に4年生より早くから実施する必要があると考えていた。

D. 考察

我々の知る限りでは、本研究は、日本の公衆浴場での混浴に関するすべての地方自治体の

規制を初めて網羅した。法律の制定から何年も経過しているため、その規制内容は地方自治体間で差がある状況であった。しかし、ほとんどの規制は衛生等管理要領に準拠していたことが明らかとなった。

1946年の法律の制定時と比較して、日本の子どもの身長と体重の成長は改善しており、子どもたちの身長と体重が増加したことが示されている[1、2]。つまり、二次的な性的特徴がより早く現れる可能性があり、その上、男性と女性の間の二次性的特徴の出現の違いを考慮することも必要であろう[3]。地方自治体では、都道府県の条例が改正されれば、保健所設置市及び特別区の条例も追従する可能性が高い。外国人観光客が公衆浴場を利用する場合、問題を防止するための対策を講じる必要がある。子どもたちが異性の公衆浴場に入るときに遭遇する可能性があるさまざまな問題から子どもたちを保護することも重要である。

成人を対象とする調査においては、子どものいる者の中で、「混浴をさせた経験があった」は56.4%であった。日本の親の2人に1人は、公衆浴場で子どもに混浴をさせたということが明らかとなった。さらに、子どもがいる者、いない者合わせて「混浴に遭遇した経験があった」は68.0%であり、いずれも半数を超える結果であった。最後に子どもを混浴させた年齢では7歳以降で急激に減少していた。これは小学校入学を区切りとして公衆浴場において1人で入浴させる場合が多いのではないかと考えられる。また、小学校入学前後になると、子どもの方も異性の親と一緒に入浴することを嫌がったり、男児が女湯、女児が男湯に入浴したくないと思いはじめたりする可能性が考えられる。子どもの混浴の男女別の実態を見ると、「男児を女湯に」の割合は51.5%、「女児を男湯に」の割合は48.5%であり、「男児を女湯に」の割合がわずかに

高かった。この背景として日本では、父親が仕事で子どもと一緒に公衆浴場で入浴することができず、代わりに母親が混浴をさせていることが考えられる。一方、「女児を男湯に」の割合が少ない背景として、女児が男湯で盗撮の被害にあうなどの事件に巻き込まれる事例が増加しており[2]、女児を男湯に入浴させたくないという親も少なくないことが考えられる。子どもの混浴に対する許容範囲では、具体的な数値を挙げた中で「6歳」、「7歳」の割合が高くなっていったのは、先述した「最後に子どもを混浴させた年齢」でも小学校入学を区切りに割合が低くなっていることと一致している。また「10歳」の割合が前後の年齢と比べてわずかに高くなっていることについては、地方自治体の条例で定められている混浴の制限年齢が10歳以上の割合が55.3%と高いことと関連しているものと考えられ、自分の住んでいる地方自治体のルールを知っていることが予想される。子どもの混浴を全面禁止することについて、子どものいる立場では、子どもを事件やトラブルなどから守りたいという気持ちが考えられる。一方、子どものいない立場では、公衆浴場の男湯に女児がいることで男性入浴者があらぬ疑いをかけられることを嫌う場合や、女性が男児と一緒に入浴したくない場合があると考えられる。子どもに浴場の利用経験があると回答したのは調査時点で93.4%であり、この中で、混浴をさせた経験があったのは55.4%であった。水着なしで異性浴場を利用した経験を子どもにたずねると、44.6%に利用経験があり、14.6%が覚えていないとしており、覚えていないくらい低年齢での利用であると考えられる。子どもの記憶による異性浴場への入力の最終年齢は、5歳と回答した割合が最も高く、次いで6歳、7歳と続いた。男女とも似た傾向であるが、2歳や3歳で異性浴場の利用をやめている女子の割合

は僅かに高かった。また、覚えていないという回答も23.3%あった。各自治体で定められている混浴の制限年齢が10歳以上の割合が55.3%であるが、最後に入った年齢は5歳がピークとなっていた。

子どもの混浴を禁止している年齢が10歳である公衆浴場が44.0%であった。6歳、7歳、8歳が13%から14%と同程度の割合で続いた。今回の対象となった地方自治体の条例等で定められている混浴の制限年齢は、東京都、神奈川県、兵庫県、青森県、埼玉県、石川県、愛媛県、福岡県が10歳であり、京都府の7歳、愛知県8歳、北海道が12歳となっている（広島県は条例に記載なし）。子どもの混浴を禁止している年齢は、条例等に定められている年齢とほぼ合致していたと考えられる。子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%あり、具体的な事例では、女兒を男湯に入れようとした父親が周囲の客と言い合いになったという事例、子どもの体が大きかったが「公衆浴場法にある」と客に言われて断れなかった事例などがあった。要望が14.8%であり、具体的な事例では、女性客から男児の女湯入浴についての苦情と禁止年齢の引き下げ要望が多かった。回答者の考えでは、条例で多い10歳は23.0%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%が高くなっていた。7歳や6歳というのは、小学校入学年齢と合致しており、回答者の約半数が小学校入学頃を禁止年齢と考えているといえる。また、子どもの混浴の禁止は年齢を基準とすべきとしたのが86%と多数を占めたが、12.3%が混浴禁止の必要がないとしている。禁止にすることで、子どもに二次性徴があったり、体格が大きかったりしても、年齢制限の上限に達していない場合には異性混浴ができてしまう可能性がある。一方、年齢制限を設けないことで、事業者が個別に注意するなどを対応することがで

きる。混浴を考慮する要件では、子どもに障害がある場合が最も高く、年齢制限の適用が難しいと事例といえる。続いて、事業者が緩和する必要があると判断した場合であり、柔軟に対応できる余地の必要性がうかがえる。

対象者が勤務する小学校では、いずれも4年生から体育時に男女別で着替えていた。これは、4年生の保健の授業で性の学習をすることが1つの基準になっているのではないかと予想された。ただし、教室とは離れた別の部屋を女子の着替え部屋としている学校では、時間がない、他に行く児童がいないことを理由に、男女別の着替えが成立していない現状もみられ、児童の実態や意識とは別に、物理的要因が垣間見えた。さらに、小学生になると、他人に見られないように上手に着替えられるようになることもあって、児童の恥ずかしがっている、嫌がっている、困っているなどの実態が教員からは把握しにくくなることも考えられた。しかし、小学校の水泳時の着替えでは、2～3年生から男女別の着替えが成立していることから、どの担任も体育時の着替えも水泳時と同様の学年に早めたいと考えており、訴えやトラブルが明確になくとも4年生からでは遅いととらえていた。また、小学校の養護教諭からはここ10年で児童の発育の早期化がみられ、1年生から高身長、胸のふくらみがみられ、性の意識の芽生えも2～3年生にみられるという実態に基づき、担任と同様に4年生よりも前に男女別の着替えや性教育が必要であると考えていた。幼稚園、保育園では、どの学年でも男女別の着替えは実施されておらず、担任は分けて着替える必要性を感じてはいなかった。しかし、特に保育園担任経験者からは、昼寝の前後の時間に5歳児で性器を触るなどのトラブル事例が挙げられた。また、養護教諭からも5歳児で性器を触るトラブル事例が挙げられたことや、性の実態として4歳の

夏ごろから女兒では身体計測時に上半身裸になることを嫌がったり、5歳で胸を隠したりする姿が見られることが挙げられた。このような実態から幼稚園勤務経験のある養護教諭は全員が5歳児において男女別の着替えや性教育が必要であると考えていた。これは、ユネスコの性教育の指針「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」[4]において、5歳児から学習を開始することとなっている点に共通していた。

E. 結論

衛生等管理要領における混浴制限年齢は10歳であるが、本研究の成果により、成人の考える子どもの混浴禁止とすべき年齢は「6歳から」がピークで次いで「7歳から」、子どもがはずかしいと思いはじめた年齢も6歳と7歳が相対的に高く、公衆浴場事業者が考える混浴を禁止とすべき年齢は7歳の割合が最も高いことが明らかとなった。また、幼稚園教諭からは、4～5歳の時期に性の意識の芽生えがあるという意見も得た。これらのことを総合的に踏まえると、混浴禁止は6歳以上（ただし6歳でも小学校入学前は可）とすることが妥当であると考えられる。このデータは、適正な混浴年齢の検討に応用されることが期待できる。適正な混浴年齢が検討された結果、厚生労働省が「衛生等管理要領」を改訂し、地方自治体に周知することになれば、地方自治体においても条例を改正することが促されるという効果も期待される。これらのことで、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる。

文献

[1] 黒川修行、佐藤洋：環境の変化と子どもの体位：仙台市における80年にわたる計測から（<特集>発育発達のフィールドワーク）. 日本生理人類学会誌、20：163-166、2015.

[2] 大澤清二：日本人の大型化は乳幼児期の発育によってもたらされた. 発育発達研究、63：1-5、2014.

[3] 大山健司：思春期の発現. Yamanashi Nursing Journal、3：3-8. 2004.

[4] UNESCO: UN urges Comprehensive Approach to Sexuality Education
<https://en.unesco.org/news/urges-comprehensive-approach-sexuality-education>

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表 0件
2. 学会発表 0件

H. 知的財産の出願・登録状況

なし